

○農林水産省
国土交通省 告示第二号

漁船特殊規程（昭和九年農林省令）第五十一条の七第一項、第五十一条の十四第六項及び第七項、第六十九条の九並びに第六十九条の十第一項及び第二項の規定に基づき、漁船の基準を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月十日

農林水産大臣 野村 哲郎
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

漁船の基準を定める告示の一部を改正する告示

漁船の基準を定める告示（平成十四年農林水産省告示第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(消火ポンプ)</p> <p>第二条 総トン数千トン以上の一般漁船（総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く。）及び総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船に備え付ける消火ポンプに係る規程第五十一条の七第一項の告示で定める要件は、船舶の消防設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十六号）第四十四条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げるとおりとする。</p>	<p>(消火ポンプ)</p> <p>第二条 総トン数千トン以上の一般漁船に備え付ける消火ポンプに係る規程第五十一条の七の告示で定める要件は、船舶の消防設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十六号）第四十四条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げるとおりとする。</p>

2 総トン数五百トン以上千トン未満の一般漁船（総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く。）に備え付ける消火ポンプに係る規程第五十一条の七第一項の告示で定める要件は、船舶の消防設備の基準を定める告示第三十八号第三号及び第四号に掲げるとおりとする。

(準用規定)

第三条 船舶の消防設備の基準を定める告示第四十条の規定は、規程第五十一条の十四第六項において準用する船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第四十四条第七項の告示で定める乾燥物質について準用する。

2 船舶の消防設備の基準を定める告示第四十四条第二項の規定は、規程第五十一条の十四第六項において準用する船舶消防設備規則第五十四条第一項の告示で定める要件について準用する。

3 船舶の消防設備の基準を定める告示第四十一条の規定は、規程第五十一条の十四第七項において準用する船舶消防設備規則第四十七条第一項第五号への告示で定める温度について準用する。

(可燃性材料の使用制限)

第七条 規程第六十九条の九の告示で定める厚さは、一・五ミリメートルとする。

(隔壁及び甲板)

第八条 規程第六十九条の十第一項において準用する船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第十条第一項の告示で定める仕切りは、A級仕切りとする。

(準用規定)

第九条 船舶の防火構造の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十八号）第七号第二項第一号の規定は、規程第六十九条の十第一項及び第二項において準用する船舶防火構造規則第十三条第三項の告示で定める要件について準用する。

2 船舶の防火構造の基準を定める告示第八号第一項及び第二項において準用する船舶防火構造規則第十四条第二項の告示で定める要件について準用する。

2 総トン数五百トン以上千トン未満の一般漁船に備え付ける消火ポンプに係る規程第五十一条の七の告示で定める要件は、船舶の消防設備の基準を定める告示第三十八号第三号及び第四号に掲げるとおりとする。

(準用規定)

第三条 船舶の消防設備の基準を定める告示第四十一条の規定は、規程第五十一条の十四第五項において準用する船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第四十七条第一項第五号への告示で定める温度について準用する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- 3 船舶の防火構造の基準を定める告示第十五条第一項の規定は、規程第六十九条の十第一項及び第二項において準用する船舶防火構造規則第十九条第一項の告示で定める方法について準用する。
- 4 船舶の防火構造の基準を定める告示第二十五条第二項及び第三項の規定は、規程第六十九条の十第一項及び第二項において準用する船舶防火構造規則第二十七条の七第二項及び第三項の告示で定める要件について準用する。
- 5 船舶の防火構造の基準を定める告示第二十六条第二項第二号の規定は、規程第六十九条の十第一項及び第二項において準用する船舶防火構造規則第二十七条の八第二項の告示で定める要件について準用する。
- 6 船舶の防火構造の基準を定める告示第四十七条の規定は、規程第六十九条の十第一項及び第二項において準用する船舶防火構造規則第五十七条第一項の告示で定める要件について準用する。
- 7 船舶の防火構造の基準を定める告示第三条の規定は、規程第六十九条の十第二項において準用する船舶防火構造規則第八条第二項の告示で定める要件について準用する。
- 8 船舶の防火構造の基準を定める告示第二十三条の規定は、規程第六十九条の十第二項において準用する船舶防火構造規則第十条第一項の告示で定める仕切りについて準用する。
- 9 船舶の防火構造の基準を定める告示第十三条第一項及び第二項の規定は、規程第六十九条の十第二項において準用する船舶防火構造規則第十七条の告示で定める要件について準用する。
- 10 船舶の防火構造の基準を定める告示第七條第三項の規定は、規程第六十九条の十第二項において準用する船舶防火構造規則第二十二條第三項の告示で定める要件について準用する。
- 11 船舶の防火構造の基準を定める告示第二十四條の規定は、規程第六十九条の十第二項において準用する第二十七條の六第五項の告示で定める要件について準用する。

12 船舶の防火構造の基準を定める告示第二十六条第二項（第二号、第五号及び第六号を除く。）の規定は、規程第六十九条の十第二項において準用する船舶防火構造規則第二十七条の八第二項の告示で定める要件について準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十二年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二十二年のケープタウン協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、施行日前に建造に着手されたもの）であつて施行日から三年を経過する日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの（次項において「現存船」という。）については、改正後の漁船の基準を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。